

大阪弁護士会緊急労働電話相談

内定取消・解雇・雇止めその他労働相談何でも受け付けます

緊急労働ホットライン

電話 0 6 - 6 3 6 4 - 6 2 5 1

【日時】 12月25日午前10時～午後6時

【方法】 電話による相談

【回答者】 大阪弁護士会労働専門弁護士が相談に答えます。
(回答場所は大阪弁護士会常設電話相談コーナー)

【相談料】 無料

【電話番号】 0 6 - 6 3 6 4 - 6 2 5 1